



佐賀県公報

平成17年
12月7日
(水曜日)
第 12691号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 漁船損害等補償法施行令に基づく指定漁船調書の縦覧 (五九五・生産者支援課) 一
- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (五九六・道路課) 一
- 建設業の許可の取消処分 (五九七・〃) 二
- 託に係る一般競争入札 (県民協働課) 二
- 県有ビームラインBL2用ダブルイオンチェンバーの製作業務委託 (新産業課) 二
- 公共測量の実施
- 開発行為に関する工事の完了
- 選挙管理委員会事項 (告示・五九) 六
- 政治資金規正法に基づく政治団体の公表 (〃・六〇) 七
- 政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 (〃・六一) 九
- 政治資金規正法に基づく政治団体の解散 (〃・六二) 九
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の公表 (〃・六三) 九
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 (〃・六四) 一〇
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (〃・六四) 一〇

○ 告 示

- 佐賀県告示第五百九十五号 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項

の規定による同意を求めるための事前届け出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり届出事項を公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二のとおり縦覧に供する。

平成十七年十二月七日

佐賀県知事 古川康

一 届出事項

加入区名	発起人	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合	
		住 所	氏 名
早津江加入区	佐賀郡川副町大字早津江二七八一	佐賀郡川副町大字早津江二七八一	江原清八
早津江加入区	佐賀郡川副町大字早津江三七三一	坂田幸男	早津江漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

加入区名	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
早津江加入区	公告の日から起算して十五日間	早津江漁業協同組合

●佐賀県告示第五百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年十二月七日から平成十八年一月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月七日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間	変更前	幅員 メートル	延長 メートル	区域
一般国道 116四号	神埼郡千代田町大字下板字西三 ノ坪六二二番一地先から 神埼郡千代田町大字下板字西一 ノ坪五四七番一地先まで	113・〇 九・六 一一・三 八・三	一三・〇 九・六 一一・三 一〇七・一	一一七・四 一一七・四 一一七・四 一一七・四	神埼郡千代田町大字下板字西三 ノ坪六二二番一地先から 神埼郡千代田町大字下板字西一 ノ坪五四七番一地先まで
神埼郡千代田町大字下板字西三 ノ坪六二二番一地先から 神埼郡千代田町大字下板字西一 ノ坪五四七番一地先まで	前	一一・三 八・三	一一・三 一〇七・一	一一七・四 一一七・四	神埼郡千代田町大字下板字西三 ノ坪六二二番一地先から 神埼郡千代田町大字下板字西一 ノ坪五四七番一地先まで
神埼郡千代田町大字下板字西三 ノ坪六二二番一地先から 神埼郡千代田町大字下板字西一 ノ坪五四七番一地先まで	後	一一・三 八・三	一一・三 一〇七・一	一一七・四 一一七・四	神埼郡千代田町大字下板字西三 ノ坪六二二番一地先から 神埼郡千代田町大字下板字西一 ノ坪五四七番一地先まで

●佐賀県知事第五四九十七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

この区間を表示した図面は、平成十七年十二月七日から平成十八年一月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十七年十一月七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 116四号	神埼郡千代田町大字下板字西三ノ坪六二二番一地先から 神埼郡千代田町大字下板字西一ノ坪五四七番一地先まで	平成十七年一月七日

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年1月24日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年12月7日

佐賀県知事 古川 康

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人佐賀夢の里福祉事業協会
- (2) 代表者の氏名 新富 繁樹
- (3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市御本町5番11号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、福祉、環境をはじめ、地域社会の安全・活性化、子どもの健全育成など、さまざまな分野で活動する団体やボランティアに対して、その活動を支援顕彰する事業を行うとともに、パチンコ遊技業およびこれに関連する物品売買商社（物品卸業者、景品買取業者）等のそれぞれの独立、かつ適正化を図りつつ防犯対策等の諸活動を援助し、もって健全な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年12月7日

取支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神谷俊一

- 1 競争入札に付する事項
 (1) 調達物品の名称及び数量
 県有ビームライナBL2用ダブルイオンチャンバーの製作業務委託
 一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入場所

佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター

(4) 納入期限

平成18年3月31日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129

3 入札参加資格及び条件

(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。

(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できること認められること。

- (3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。

4 入札説明書の交付及び契約条項の提示

(1) 期間

平成17年12月16日まで

(2) 場所

上記2の部局

5 入札者に求められる義務

- (1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成17年12月16日16時までに上記2の部局に提出すること。
 (2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法

(1) 場所

上記2の部局

(2) 期限

平成17年12月22日17時（必着）

(3) 提出方法

書留郵便とすること。

7 持参による入札書の提出の場所及び期限

(1) 場所

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟71号南会議室

(2) 期限

平成17年12月26日10時

8 開札の場所及び日時

(1) 場所

上記7の(1)の場所

	(2) 日時 平成17年12月26日10時
9 入札保証金及び契約保証金	<p>(1) 入札保証金</p> <p>ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。</p>
	<p>イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。</p> <p>(ア) 国債又は地方債　額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）</p> <p>(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債　額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額</p> <p>(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。）　券面金額</p> <p>(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形　券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市场における手形の割引率によって割り引いて得た金額）</p> <p>(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権　債権証書に記載された金額</p> <p>(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証　その保証する金額</p> <p>ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付等が免除される。</p> <p>(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合</p>
	<p>(2) 契約保証金</p> <p>ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。</p> <p>イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記イの各号に掲げる価値の担保を供することができる。</p> <p>ウ 次の場合は、契約保証金の納付が免除される。</p> <p>(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>(イ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律第8条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合</p>
10 入札の無効	<p>次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者</p> <p>(2) 当該競争について不正行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>(4) 1人で2以上の入札をした者</p> <p>(5) 代理人でその資格のないもの</p>

(6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者

11 落札者の決定の方針

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく建設業の許可の取消しに係る処分（同項第4号に該当するものに限る。）を行つたので、同法第29条の5第1項の規定により次とおり公告する。

平成17年12月7日

佐賀県知事 古川 康

平成17年 9月1日	株式会社植松建設 鹿島市大字高津原 3541番地1	植松 信次 佐賀県知事許可 (般-14) 第1357号	建築一式工事業に 関する一般建設業 の許可	平成17年8月 2日
平成17年 9月1日	馬場建築 武雄市武雄町武雄 4580番地	馬場 義信 佐賀県知事許可 (般-12) 第5185号	建築一式工事業に 関する一般建設業 の許可	平成17年8月 3日
平成17年 8月11日	木下建設株式会社 鹿島市大字納富分281 番地1	木下 殖男 佐賀県知事許可 (特-14) 第8006号	内装仕上工事業に 関する特定建設業 の許可	平成17年8月 11日
平成17年 9月2日	松浦土建株式会社 伊万里市立花町3430 番地13	納富 雪徳 佐賀県知事許可 (特-14) 第9828号	管工事業に 関する特定建設業 の許可	平成17年8月 19日
平成17年 9月13日	株式会社内分組 杵島郡北方町大字志 久1246番地	橋口トシ子 佐賀県知事許可 (般-13) 第2341号	管工事業に 関する特定建設業 の許可	平成17年8月 31日
平成17年 9月16日	日本住宅設備株式会 社 佐賀市若宮二丁目6 番37号	園田 重孝 佐賀県知事許可 (般-16) 第8376号	土木一式工事業、 建築一式工事業、 とび・土工・コン クリート工事業及 び管工事業に 関する一般建設業 の許可	平成17年8月 19日
平成17年 9月16日	有限会社谷口型枠工 業 小城市小城町大字畑 田字畑495番地1	谷口 和昭 佐賀県知事許可 (般-14) 第8936号	土木一式工事業及 びとび・土工・コン クリート工事業 に 関する一般建設 業の許可	平成17年8月 25日
平成17年 9月1日	株式会社尾崎建設 佐賀県知事許可 (般-13) 第62号	尾崎 保年 築一式工事業、建 築一式工事業、管工 事業及び水道施設工 事業に 関する一般建 設業の許可	建築一式工事業に 関する特定建設業 の許可	平成17年9月 2日
平成17年 9月20日	株式会社池田工務店 伊万里市大坪町丙 204番地7	池田 朗 佐賀県知事許可 (特-13) 第247号	建築一式工事業に 関する特定建設業 の許可	平成17年9月 2日

平成17年12月7日(水)

平成17年 9月28日	大塚勝建設 鳥栖市弥生が丘五丁 目316番地	大塚 勝 (般-13) 第5461号	大塚勝建設 佐賀県知事許可 の許可	建築一式工事業に 関する一般建設業 の許可	平成17年8月 25日	1 開発区域に含まれる地域の名称 鳥栖市鎗田町字大木432番13 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 鳥栖市本町一丁目906番地 堤 靖之
平成17年 9月26日	有限会社簗原建設建 材 鳥栖市山浦町1483番 地34	簗原 一廣 (般-12) 第9557号	簗原 一廣 佐賀県知事許可 の許可	土木一式工事業に 関する一般建設業 の許可	平成17年9月 9日	
平成17年 10月3日	有限会社本村建設 佐賀市本庄町大字鹿 子146番地	辻原 晴美 (般-14) 第4352号	辻原 晴美 佐賀県知事許可 一般建設業の許可	管工事業に関する 一般建設業の許可	平成17年9月 9日	
平成17年 10月3日	株式会社西村土木建 設 佐賀市諸富町山領332 番地1	西村 秀樹 佐賀県知事許可 (般-13) 第5466号	西村 秀樹 佐賀県知事許可 び造園工事業に關 する一般建設業の 許可	建築一式工事業及 び造園工事業に關 する一般建設業の 許可	平成17年9月 1日	
平成17年 10月7日	ごとう建築板金工業 三養基郡みやき町大 字市武1415番地1	五島 勝広 佐賀県知事許可 (般-16) 第8303号	五島 勝広 佐賀県知事許可 る一般建設業の許 可	板金工事業に關す る一般建設業の許 可	平成17年6月 28日	● 佐賀県選舉管理委員会 政治資金規正法(昭和31年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による 政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次の名 称等を次のとおり公表する。 平成十七年十一月七日

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部九州新幹線建設局長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成17年12月7日

1 政党

佐賀県選舉管理委員会
松 尾 紀 男

- 1 作業種類 公共測量(鉄道計画図作成)
- 2 作業期間 平成17年11月4日から平成18年3月3日まで
- 3 作業地域 鳥栖市

政 党 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	候補責任者 の 氏 名	主たる事務所の所在地
自由民主党佐賀県佐賀市 第十一枝部	嘉村 弘和	太田 兼男	佐賀市南佐賀一-六-一一
自由民主党佐賀県衆議院 選挙区第一支部	土開 千昭	石倉 康次	小城市小城町一七七
自由民主党佐賀県衆議院 選挙区第11枝部	平林 素子	廣津 敦子	唐津市和多田大土井五番一〇号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為

に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年12月7日

佐賀県知事 古川 康

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
忠友会			佐賀市蓮池町大字古賀一一〇
江原新子後援会	江原 孝浩	松尾 好幸	江下 敏男
杉山和幸後援会	杉山 祐藏	江原 孝浩	佐賀市兵庫町大字古賀一一一
山本よしあき後援会	山本 義昭	鳥谷 松幸	○番地
野口保信後援会	野口 保信	山本 義昭	佐賀郡富士町大字杉山一一七
さいとう正治後援会	齊藤 祝男	吉川 吉夫	神埼郡三瀬村大字藤原三六八
寺田信子後援会	吉村 泋子	小林 和昭	佐賀郡大和町大字久池井一〇
野中のぶあき後援会	野中 宣明	寺田 博之	八八一七
古賀和仁後援会	原 岩男	久米宗次郎	鳥栖市江島町三三五六の五〇
秀島敏行後援会	貞森比呂志	福永 久敏	東松浦郡玄海町大字諸浦三四
二一世紀！新生佐賀市をつくる会	青木 敦	山村 邦明	鳥栖市曾根崎町一五五六の五一
藤浦あきら後援会	富永 貞夫	中尾 昌由	佐賀郡諸富町大字徳富六一五
そえじま義和後援会	桜木 豊	佐賀市本庄町大字本庄九四三	一番地
「秀島敏行」を支援する佐賀市役所OBの会	藤浦 秋子	佐賀市本庄町大字本庄九四三	二
七一	東松浦郡玄海町大字今村六〇	佐賀郡大和町大字東山田三九	佐賀市蓮池町大字古賀一一〇
佐賀市神園三一五一一四	○一番地	○一番地	九

◎佐賀県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十七年十一月七日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀里

佐賀県婦人問題研究会		藤野兼治後援会		新生佐賀市をつくる会		新生佐賀市をつくる会		新生佐賀市をつくる会		新生佐賀市をつくる会		新生佐賀市をつくる会		
会員名	会員名	会員名	会員名	会員名	会員名	会員名	会員名	会員名	会員名	会員名	会員名	会員名	会員名	
田中きく子後援会	瀬井一成後援会	諸富家具振興協同組合政治連盟	武藤やすひろ後援会	柳瀬映二後援会	佐賀県ビルメンテナンス政治連盟	ながふち一郎後援会	佐賀県商工青年政治連盟	佐賀県商工青年政治連盟	主たる事務	主たる事務	主たる事務	主たる事務	主たる事務	
所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	
主たる事務	主たる事務	主たる事務	主たる事務	主たる事務	主たる事務	主たる事務	主たる事務	主たる事務	主たる事務	主たる事務	主たる事務	主たる事務	主たる事務	
所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	所の所在地	
一一四五一一	一一八	佐賀市材木一丁目五一	大串 達郎	佐賀市鍋島町大字八戸	佐賀郡諸富町大字山領	七〇二番地一	唐津市弓鷹町一五〇六番地	井崎 麗子	江口 武	永済 一郎	鳥栖市本通町一丁目八番地六	内村 保雄	川崎 常博	
番二六号	○号	佐賀市新栄東四丁目五	宮地 武志	佐賀市東佐賀町九番二	佐賀郡諸富町大字山上	五六一一番地五	佐賀郡大和町大字川上	伊藤 常文	片首 翁	古田 寛	鳥栖市本通町一丁目八番地三	牧原 康	宮地 孝典	田二七七

柳瀬映二後援会	主たる事務所の所在地	佐賀郡大和町大字川上
藤野兼治後援会	所の所在地	六七六番地二
山本よしあき後援会	代表者	井上 哲治
会計責任者	会計責任者	藤野あけみ
徳川 貞幸	徳川 貞幸	杠 俊臣
山本 義昭	山本 義昭	嘉村 貞雄

平成十七年十二月七日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

●佐賀県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成十七年十二月七日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
坂井隆憲後援会三根支部	今井 学	平成一六年一二月三一日
藤原作一後援会	井上 徳一	平成一六年一二月三一日
杉山和幸後援会	鳥谷 松幸	平成一六年一二月三〇日
ながふち一郎後援会	永渕 一郎	平成七年九月一日
ながふち一郎を支援する会	永渕 一郎	平成一五年一月三一日
平原やすゆき後援会	中牟田信孝	平成一三年一〇月一五日

●佐賀県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
柳瀬映二後援会	主たる事務所の所在地	唐津市弓鷹町一五〇六番地	佐賀郡大和町大字川上
柳瀬映二後援会	主たる事務所の所在地	佐賀郡大和町大字川上六七六番地二	唐津市弓鷹町一五〇六番地

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
柳瀬映二後援会	主たる事務所の所在地	唐津市弓鷹町一五〇六番地	佐賀郡大和町大字川上
柳瀬映二後援会	主たる事務所の所在地	佐賀郡大和町大字川上六七六番地二	唐津市弓鷹町一五〇六番地

◎佐賀県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年十二月七日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

永渕 一郎	鳥栖市議	公職の種類	資金管理団体	資本の指定の取消しの届出をした者の氏名
ながふち 一郎 を支援する会	鳥栖市本通町一丁 目八〇九番地二	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	永渕 一郎
八月一六日	平成一七年	代表者の氏名	届出年月日	八月一六日

購読料 一か年二八八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十二月七日印刷及び発行者 佐賀県知事 古川康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷